



天竜二俣駅転車台
写真提供:静岡県観光協会

令和4年度 静岡県最低賃金の改正について答申が出されました

労働保険制度に関する質問は『労働保険相談チャット』をご利用ください

令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人の受理状況を公表しました！

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

ユースエール認定証表彰伝達式を行いました

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

改正育児・介護休業法 オンラインセミナーを開催します！

令和3年度 個別労働紛争解決制度の施行状況について

求人メディア等のマッチング機能の質の向上のため、労働者の募集の条件が変わります

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年7月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和4年6月）

令和4年度 静岡県最低賃金の改正について答申が出されました（8月9日）

令和4年8月9日、静岡地方最低賃金審議会（会長 畑 隆）は、静岡労働局長（石丸哲治局長）に、静岡県最低賃金を現行の時間額913円から31円（3.4%）引上げ、時間額944円とする答申を行いました。

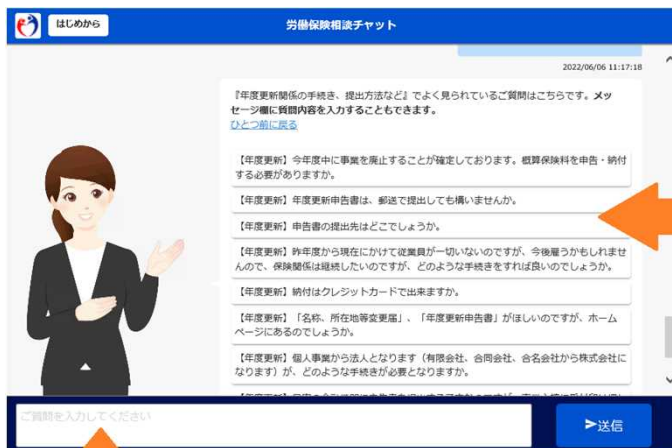
今後は、この答申の内容に対する異議申出の審議などの諸手続を経た上で、静岡県最低賃金を決定することとなります。

畑会長（右）から答申文を受け取る
石丸労働局長（左）



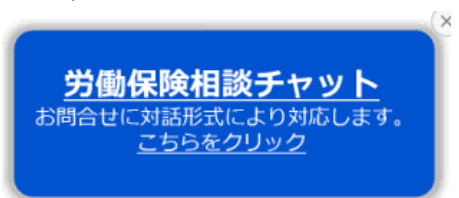
労働保険制度に関する質問は『労働保険相談チャット』をご利用ください

労働保険制度について質問したいことを、メニューから選択するか文字で自由に入力していただくと、プログラムが自動応答します。【土日、夜間でもご利用いただけます（メンテナンス時間を除く）。】



お持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットでページを開くと、画面右下にバナー↓が表示されます。

1.メニューから
選択して質問
する



【ご利用案内はこちら】→



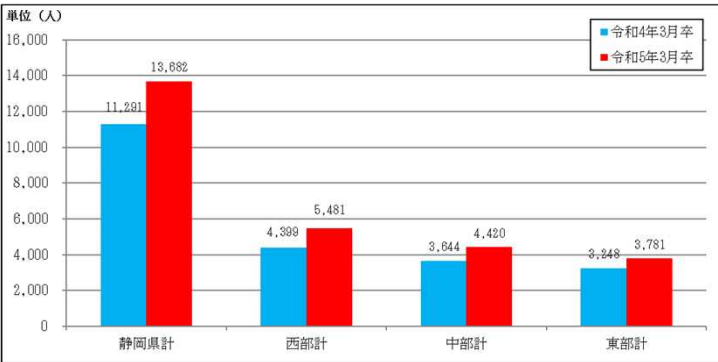
2.文字で入力して質問する

お問い合わせ先
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課 業務係
Tel: 03-5253-1111
(内線5163, 5162)

令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人の受理状況を公表しました！

～求人数は調査開始（平成13年3月卒以降）以来、過去2番目の水準～

【新規高校卒業予定者を対象とした求人受理状況（6月末時点）】



令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人について、6月末時点の受理状況を公表しました。求人数は、対前年同期比で21.2%の増加となっており、産業別では、製造業、建設業を中心に増加しています。

令和5年3月高校卒業予定者にかかる今後の採用スケジュールは以下とおりです。企業の皆様におかれましては、ルールに則った適正な募集・採用活動の実現について、ご理解・ご協力をお願いするとともに、学校から応募前職場見学の実施について連絡があった場合は、積極的な受入をお願いいたします。

採用ルール、イベント情報等、新規高卒者の採用に関する情報はこちらから！

【新規高校卒業者に対する求人活動スケジュール】

高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降
一人3社までの応募・推薦可能	11月1日以降
就職開始	卒業後



出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン

普段は忙しくてハローワークに来ることができない児童扶養手当受給者（母子家庭・父子家庭）のために、8月の現況届の提出の際に仕事についての相談ができるよう、「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取り組みを展開します。

自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じてハローワークと自治体が連携して、児童扶養手当受給者の応援をします。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- ・面接会の情報や面接対策を知りたい。

などの仕事についての悩みを相談できます。

詳しくは、お住まいの管轄ハローワークにお問い合わせください。

事業主の皆様におかれましては、児童扶養手当受給者の雇用にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部 訓練室 電話：054-271-9956

詳細は右記URLをご覧ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00305.html

がんばるあなたをハローワークが応援します！！

出張ハローワーク！
ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの管轄ハローワークにおいて、あなたのお仕事についての悩みを相談できます！

普段は忙しくてハローワークに来ることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひご相談ください。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- ・面接会の情報や面接対策を知りたい。

※ 7月の方向性に基づき、お住まいの管轄ハローワークに臨時相談窓口を設置し、お住まいの管轄ハローワークで相談できる「求職者支援制度」のご案内もしています。詳しくはこちら→

自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置するなど、ハローワークと自治体が連携してあなたを応援します！！

詳しくは、お住まいの管轄ハローワークにお問い合わせください。

静岡労働局・ハローワーク

ユースエール認定証表彰伝達式を行いました

静岡労働局は、若者雇用の優良な企業を認定するためのユースエール認定企業として、新規学校卒業者等の離職率が低い等、複数の項目を満たした「東和セキュリティ株式会社（浜松市中区）」をユースエール認定企業として認定し、7月12日にハローワーク浜松の三浦所長より認定証を授与しました。静岡県内では認定企業が21社となりました。



ユースエール認定
東和セキュリティ株式会社 (浜松市中区)



(写真左) 東和セキュリティ株式会社 代表取締役 内山様
(写真右) ハローワーク浜松 三浦所長

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

女性活躍推進法に基づく情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられることとなりました。令和4年7月8日の厚生労働省令の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただく必要があります。

常用労働者が301人以上の事業主の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 ①～⑧の8項目から1項目選択 + ⑨の項目（必須）*新設		「職業生活と家庭生活との両立」 以下の7項目から1項目選択 ※従来どおり	
①採用した労働者に占める女性労働者の割合	⑤管理職に占める女性労働者の割合	①男女の平均継続勤務年数の差異	⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
②男女別の採用における競争倍率	⑥役員に占める女性の割合	②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	⑥有給休暇取得率
③労働者に占める女性労働者の割合	⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績	③男女別の育児休業取得率	⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率
④係長級にある者に占める女性労働者の割合	⑧男女別の再雇用または中途採用の実績	④労働者の一月当たりの平均残業時間	
⑨男女の賃金の差異（必須）*新設			

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、上記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

改正内容等の詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

改正育児・介護休業法 オンラインセミナーを開催します！

雇用環境・均等室では、ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式により、ポイントを絞った説明会を定期的を開催します。

第1回 令和4年8月30日（火）

内容 『改正育児・介護休業法』

このほか、時間外労働の割増賃金率が引き上げ（労働基準法）や「男女の賃金格差」の情報公表（女性活躍推進法）についてもお知らせします。



詳細は静岡労働局HPをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/partyuukionlinesetsumikai_00002.html

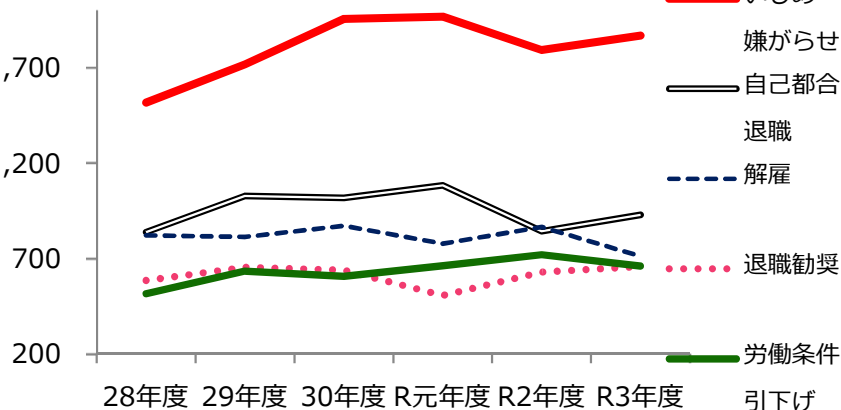
令和3年度 個別労働紛争解決制度の施行状況について

個別労働相談は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多！

令和3年度に労働局雇用環境・均等室及び「総合労働相談コーナー（※1）」において受理した相談件数は、前年度より2011件減少（-5.7%）し33,511件となり、そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数は前年度より103件増加（1.6%）し6,534件でした。民事上の個別労働紛争相談（内容延べ合計件数8,373件）では「いじめ・嫌がらせ」が1,871件（22.3%）と最も多く、前年度より75件増加（+4.2%）しました（※2）。

また、解決を図るための助言・指導申出件数については、前年度より52件増加（+12.2%）し478件、あっせん申請件数は、前年度より14件増加（+11.0%）し141件。助言・指導申出、あっせん申請とともに、「いじめ・嫌がらせ」が最も多くなっています。

民事上の個別労働紛争相談内容別の件数推移



（※1）労働局及び労働基準監督署の静岡県内8か所に設置。労働問題に関する情報提供・個別相談のワンストップサービスを行っています。
（※2）令和2年6月、改正労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワハラメントに関する相談は「いじめ・嫌がらせ」には計上されていません。

求人メディア等のマッチング機能の質の向上のため、労働者の募集の条件が変わります

「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第12号。以下「改正法」という。）が令和4年3月31日に公布されました。当該改正法第2条の規定による職業安定法（昭和22年法律第141号）の改正の施行に関して、令和4年6月10日に政省令等が公布又は告示され、令和4年10月1日より施行又は適用されることとなりました。

求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、就職・転職の主要なツールとなっている求人メディア等の幅広い雇用仲介事業を法的に位置づけ、ハローワーク等との相互の協力の対象に含めるとともに、安心してサービスを利用できる環境とするため、法改正が行われました。

改正のポイントは、（1）求人等に関する情報の的確表示（2）個人情報の取扱いルールの整備（3）求人メディア等の届出制の創設、の3点です。

■ 改正法の詳細及びリーフレットは下記URLをご覧ください。↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

2022(令和4)年10月1日施行
職業安定法 改正のポイント

労働者が安心して求職活動をするための環境の整備と、マッチング機能の質の向上を図るため、「求人等に関する情報の的確表示の義務」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確表示が義務付けられます

求職活動に利用して、求人等に關する一定の情報をすべて的確に表示が義務付けられます。
① 求人職種 ② 求職資格 ③ 求人企業に関する情報 ④ 求職に關する情報 ⑤ 事業の募集に関する情報

求人企業の義務

求職活動に際して、正確な表示が義務付けられています。また、以下の義務を行うなど、求人情報を正確に提供し、求職者に適切な表示をしなければなりません。

- 募集終了の旨を速に公表し、求職者に求職の機会を失わせないよう努めます。
- インターネット上の求職情報提供事業者を利用して募集する場合は、募集終了の旨を速に公表するよう努めます。
- インターネット上の求職情報提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合は、速やかに対応します。

職業紹介事業者、求職情報提供事業者の義務

求職活動に際して、正確な表示が義務付けられています。また、以下の義務を行うなど、求人情報を正確に提供し、求職者に適切な表示をしなければなりません。

全ての事業者

- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。

職業紹介事業者

- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。

求職者

- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。
- 求人職種、求職資格の表示が正確であることを確認し、誤りなく表示します。

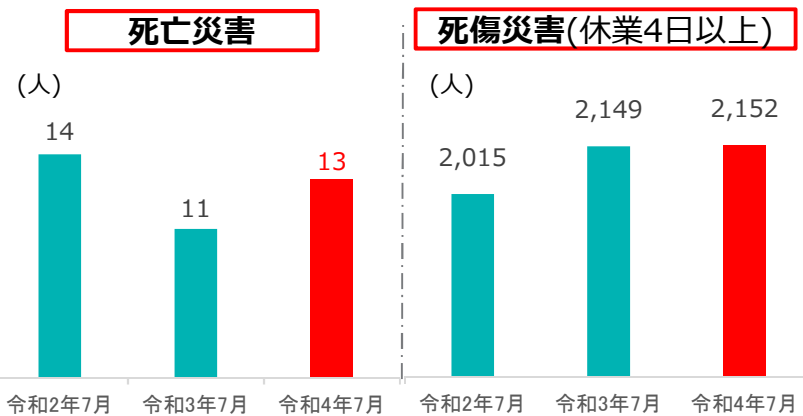
2 個人情報の取扱いに関するルールが厳しくなります

求職活動に際して、個人情報の取扱いに関するルールが厳しくなります。具体的には、個人情報の取得、利用、保存に関する義務の強化、ウェブサイトに掲載するなどして、厳格に守らなければならないこととなります。

- 「求職活動に際しての個人情報の取扱い」の厳格化。
- 「求人情報に関するメールアドレスの取得に関する取扱い」の厳格化。
- 「求職活動に際しての個人情報の取扱い」の厳格化。

お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部需給調整事業課 電話：054-271-9980

労働災害発生状況（令和4年7月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



令和4年7月末現在における県内の死亡災害は、13人でした。内訳は、製造業3人、建設業4人、畜産・水産業1人、商業1人、接客娯楽業2人、清掃・と畜業1人、その他事業1人となっています。前年同期に比べ2人増加となっています。死傷災害についても、2,152人で前年同期に比べ3人増加となっています。



STOP！ 転倒災害 検索

静岡県有効求人倍率（令和4年6月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は改善しているが、原材料やエネルギー価格の高騰などが雇用に与える影響に注意する必要がある。有効求人倍率（季節調整値）は1.31倍(全国29位)となり、前月を0.03ポイント上回った。

